



JICA緒方貞子平和開発研究所ナレッジフォーラム

複合リスク下の途上国の債務問題：概要

JICA緒方貞子平和開発研究所

上席研究員

原田 徹也

2023年2月8日

発表のポイント

- 複合リスク下で圧力にさらされる途上国公的債務の返済
- 途上国向け債務の貸し手の多様化
- 債務再編の合意形成の実際
- 今後の論点

圧力にさらされる新興国・途上国の公的債務の返済

- 2020年以降、特に新興国・途上国の公的債務の返済リスクが顕在化

2020年以降の新規デフォルト^注

2020年: レバノン(3月)、アルゼンチン(4月)、エクアドル(4月)、ベリーズ (8月)、スリナム (11月)
ザンビア(11月)

2022年: スリランカ(4月)、ベラルーシ(7月)、ウクライナ(8月)、ガーナ(12月)

注：格付会社S&P、Moody's、Fitchのうちのいずれかが、2020年以降当該国政府発行外債についてデフォルト認定したケースを記載。数度の認定は、初回のみ記載。再編などによりすでにデフォルト状態を脱した国も含む。

- デフォルトに至る経路の例：

財政の悪化（歳入の低迷、歳出の増加）、交易条件の悪化（食料・エネルギー輸入国等）

→市場の見方が厳しくなり海外からの資金調達が困難に

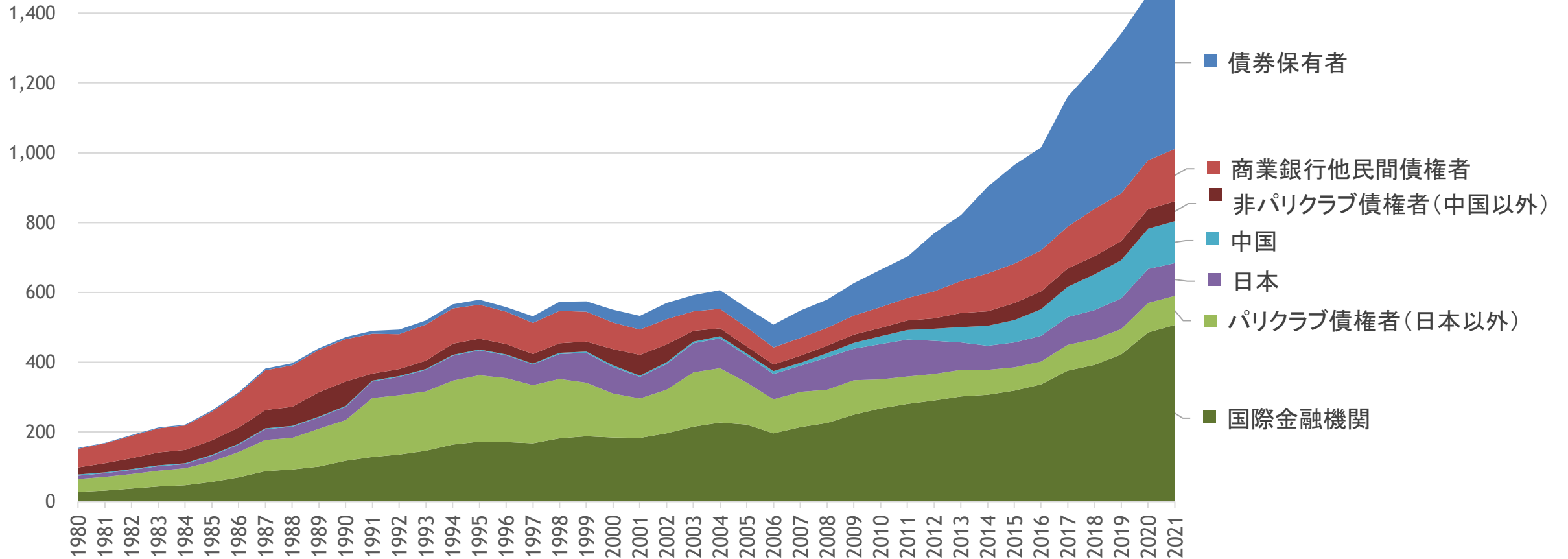
→さらなる資金流出、外貨準備の減少、通貨の下落

→必要物資の輸入や外貨建て債務支払いが困難に

2010年代以降、途上国政府の資金調達について債券発行と中国の存在感が拡大

USD Billion
1,600

低・低中所得国 (low income and lower middle-income countries)の
公的及び公的に保証された対外債務(残高)の保有者構成



世銀International Debt Statistics 2022より発表者作成

(注) 低・低中所得国: 2021年の一人当たりGNIが4,255ドル以下の81か国。

パリクラブ: 日本を含むOECD加盟国を中心とした22か国が参加。公的債権の再編の共通の場で議論するもの。

債務再編プロセスの実際：コモンフレームワーク（債務措置に関する共通枠組み）の例

- 債務負担の懸念が大きい国に対する救済メカニズムとして、20年12月にG20・パリクラブが導入。チャド、ザンビア、エチオピアが21年初頭に適用要請。22年12月にガーナが申請。非パリクラブ債権者も参加。民間債権者にも同等の再編を求める。
- IMF・世銀と歩調を合わせて行う債務再編のプロセス：
 1. 債権者は債務国からの要請に基づき、第1回債権者会議を実施。債務情報等の共有。
 2. IMFは、資金支援のための新規プログラム形成や既往プログラムのレビュー（合意した政策の達成状況の確認）を債務国と行う（概ね問題なければ「スタッフレベル合意」を行う）。
 3. 第2回以降の債権者会議で、全債権者が合意したFinancing Assurance（IMF理事会で承認されるプログラムに沿って債務措置を行うことを保証するもの）を発出。
 4. IMF理事会で新規プログラムや既往プログラムのレビューを承認。
 5. 参加二国間債権者と支援対象国間でMOU署名。個別債権国毎に既存の融資契約の返済条件を変更。
- ザンビア: 22年7月 フランス・中国の共同議長による債権者会合でFinancing Assuranceを発出。
- チャド: 22年11月 民間債権者を含めた債務措置の合意。

今後の論点

- さらなる債務危機への警戒
 - 途上国政府の経済のかじ取りに加え、債権国も良い協調ができるか？
- 債務再編メカニズムのあり方
 - これまでの議論は必要プロセスであった側面も。
- 債務の透明性の向上
 - 債権者に加え、融資のツールも多様になっている。
 - 債務そのものだけでなくその先のプロジェクトの妥当性も重要。